

件名	墨田区職員採用試験等の制度改革に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 M			
受理年月日	平成27年12月2日	受理番号	第17号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 墨田区職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠（自営業、会社経営者、非正規雇用労働者又は公務員の経験を含む。）及び障害者対象枠（知的障害者及び精神障害者を含む。）として別枠で実施し、併せてこれについて、受験年齢制限を撤廃又は大幅緩和してください。</li> <li>2 中途採用者（新卒採用者以外の者）については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との給料表における格付けの差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等を緩和してください。</li> <li>3 特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許の所持者に対しては、給料表における格付けを上乗せしてください。</li> <li>4 墨田区職員互助会及び特別区職員互助組合を廃止又は職員が会費を全額負担してください。</li> </ol> <p>（理由）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、地域の雇用情勢の改善とともに、墨田区職員の年齢構成の偏りを是正するため、民間企業等職務経験者対象枠及び障害者対象枠として、職員採用試験の受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をする必要があります。</li> <li>2 中途採用者については、全国的に民間企業等とは異なり、公務員においては、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯に渡り、給料表の格付け及び役職等において差が埋まらないという、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられています。これは看過できないことであり、是正しなければなりません。</li> <li>3 全国的に民間企業等とは異なり、公務員においては、ごく一部のものを除き、特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許を要する職種においても、特段、給料表における格付け等について優遇されていません。これはいわゆる悪平等であり、かえって高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでいます。職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正な官公庁としても是正しなければなりません。</li> <li>4 専ら、墨田区職員の福利厚生に資する互助会の会費に、墨田区民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反します。</li> </ol> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				